

議案第 27 号

工事委託契約の変更について

工事委託契約を次のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 22 日提出

(2024 年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

1 契約の目的

J R 山城青谷駅自由通路の設置

2 契約金額

金、887,017,000円(消費税・地方消費税を含む)  
(金、806,379,000円(消費税・地方消費税を除く))を  
金、760,364,379円(消費税・地方消費税を含む)  
(金、691,240,345円(消費税・地方消費税を除く))に  
変更

3 契約の相手方

大阪市淀川区西中島5丁目4番20号中央ビル4F  
西日本旅客鉄道株式会社  
大阪工事事務所長 谷口康一を  
大阪市淀川区西中島5丁目4番20号中央ビル4F  
西日本旅客鉄道株式会社  
大阪工事事務所長 松尾優に変更

## 提案理由

工事委託契約を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年城陽市条例第7号）第2条の規定に基づいて、本案を提案するものである。

## 参照条文

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

② 略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

## 参考資料

### 1 変更理由

西日本旅客鉄道株式会社に委託している工事の完了による工事委託費の精算のため